

佐賀県告示第四百号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成二十一年十二月十八日から平成二十二年一月十八日まで佐賀県交通政策部道路課及び鳥栖土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年十二月十八日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道 五〇〇号	鳥栖市永吉町字日恵寺一四〇番九地先から 鳥栖市姫方町字嫁坂三五一番六地先まで	平成二一・一二・一八